

平成 27 年度事業所等財務定期監査の指摘に基づき講じた措置等

(監査対象:こども家庭局 教育委員会)

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 収入に関する事務 収入に係る事務手続を適正に行うべきもの</p> <p>ア 保育所の開所祝い金 3 万円を準公金 (外部団体现金・個人現金・実費徴収現金)として管理し、現金で調達する消耗品の購入に充てている事例があった。 市の公金とする手続きをとられたい。</p> <p>(やはた桜保育所)</p>	<p>ア 市の公金とする手続きをとった。 今後寄付金を受け取った場合は、公金化するよう指導した。</p> <p>(やはた桜保育所)</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度掛金は収納したとき領収証書を省略できるものとされているが、各保育所ではトラブル防止のため独自の様式の領収証書を発行している。 会計規則に定める一般用の様式でない独自様式の領収証書は会計管理者の合議を経て定められたい。</p> <p>(振興課)</p>	<p>イ 現在、独自様式の領収書を作成しているところであり、会計室の合議を経て使用を開始する予定である。</p> <p>(振興課)</p>	<p>措置方針</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 支出に関する事務 支出に係る事務手続を適正に行うべきもの</p> <p>ア 支出命令書上，請求書受理日から 30 日を超えて支出されている事例があった。 適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(あづま幼稚園，からと幼稚園，八多幼稚園，大沢幼稚園，名谷あおぞら幼稚園，たるみ幼稚園，奥の池幼稚園，多聞ひまわり幼稚園，櫛谷幼稚園，木津幼稚園)</p>	<p>ア 今後は十分に注意して早期処理に努め，このようなことのないように所属職員に周知徹底を行った。</p> <p>(あづま幼稚園，からと幼稚園，八多幼稚園，大沢幼稚園，名谷あおぞら幼稚園，たるみ幼稚園，奥の池幼稚園，多聞ひまわり幼稚園，櫛谷幼稚園，木津幼稚園)</p>	措置済
<p>イ 前渡金支出について，精算手続きが行われていない事例があった。 適正な事務処理を行われたい。 また学校会計システムを扱う学校整備課においても未精算の状況を関係幼稚園に周知して未精算のまま残らないようにされたい。</p> <p>(大沢幼稚園，名谷あおぞら幼稚園，櫛谷幼稚園)</p>	<p>イ 指摘後，前渡金の精算手続きを行うとともに，所属職員に対して事務処理方法の周知徹底を図り，今後は用務終了後，速やかに精算手続きを行うことを確認した。</p> <p>(大沢幼稚園，名谷あおぞら幼稚園，櫛谷幼稚園)</p> <p>イ 全幼稚園あてに前渡金精算に係る事務処理方法を改めて通知した。また，学校整備課においても学校会計システムで未精算の状況を定期的に確認して，関係幼稚園に周知するようにした。</p> <p>(学校整備課)</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>適正な時期に出金すべきもの</p> <p>学校園運営費前渡金は、学校園において常時必要とする経費につき、資金前渡を利用して直接現金払をすることにより学校園事務の円滑化を図ることを目的としている。又、学校園運営特別教育活動費は、地域との協調を図りながら学校園の円滑な運営を促すことを目的としている。その他に、緊急用務及び物品運搬の際にタクシーを借り上げをすることを目的とする緊急連絡タクシー代がある。</p> <p>これまで職員による立替について毎年度指摘してきたが、当局においても年度当初に資金の振込があると直ちに現金化すべきことを年度当初の予算説明会や新任教頭研修など様々な機会での周知に努めており効果が見られる。件数は明らかに減少しているものの次のような改善を要する事例があった。</p> <p>立替が生じないように、前渡金を適正な時期に出金されたい。</p> <p>ア 学校園運営費前渡金が立替払となっている事例</p> <p>(からと幼稚園、すずかぜ幼稚園)</p>	<p>ア 今後は、立替払が生じないように、入金後すぐに小口現金を引き出し、現金を保管して突発的な支出に備えるよう改めた。また、所属職員にも立替払のないよう周知徹底し、運営費前渡金の適正な処理に努めている。</p> <p>(からと幼稚園、すずかぜ幼稚園)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>イ 学校園運営特別教育活動費が立替払となっている事例</p> <p>(大沢幼稚園, 岩岡幼稚園)</p>	<p>イ 今後は, 立替払が生じないように, 入金後すぐに小口現金を引き出し, 現金を保管して突発的な支出に備えるよう改めた。また, 所属職員にも立替払のないよう周知徹底するとともに, 資金不足が見込まれるときは速やかに教育委員会に追加配分の手続きを行い, 立替にならないよう, 適正処理に努めている。</p> <p>(大沢幼稚園, 岩岡幼稚園)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 財産管理に関する事務 物品等の管理簿の管理を適正に行うべきもの 物品等の管理簿について、次のような改善を要する事例があった。 適正な事務処理を行われたい。</p> <p>ア 備品の購入時に備品管理簿に登録していない事例があった。 (羽坂保育所, あづま幼稚園, からと幼稚園)</p>	<p>ア 登録が漏れていた備品について、直ちに登録を行った。 今後は登録漏れが無いよう指導した。 (羽坂保育所)</p> <p>ア 指摘後、現物確認の上、管理簿への登録を行った。今後は備品の適正な管理に努めるよう、所属職員に周知・徹底した。 (あづま幼稚園, からと幼稚園)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>イ 事業系ごみ指定袋の管理簿について、物品管理者印が押印されていない事例があった。 (多聞ひまわり幼稚園)</p>	<p>イ 物品管理者の押印漏れがあった箇所に押印して是正した。今後は十分に注意して確認作業を行い、適正な事務処理に努める。 (多聞ひまわり幼稚園)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>準公金等の管理を適正に行うべきもの 幼稚園及び保育所において保護者から 現金徴収している写真代等の準公金につ いては、市立学校園準公費会計事務取扱 要綱及び準公金会計処理要綱に、関係帳 簿類（現金出納簿、徴収台帳、決算報告 書等）の整備、預金口座での管理、所属 長の決裁による支払が規定されている が、次のような改善を要する事例があっ た。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p> <p>ア 要綱に定められた帳簿が備えられてい ない事例があった。</p> <p>（大沢幼稚園，名谷あおぞら幼稚園， 小束山幼稚園，八多幼稚園， たるみ幼稚園，淡河好徳幼稚園）</p>	<p>ア 準公費会計事務取扱要綱等で定められた 関係帳簿を備えた。また、準公費を適正に 管理するよう所属職員に周知徹底した。</p> <p>（大沢幼稚園，名谷あおぞら幼稚園，小束 山幼稚園，八多幼稚園，たるみ幼稚園， 淡河好徳幼稚園）</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 領収証書について、要綱で定められた 取扱いをしていない事例があった。</p> <p>（大沢幼稚園，淡河好徳幼稚園，名谷あお ぞら幼稚園，太山寺幼稚園，御影幼稚園， 清風幼稚園，小束山幼稚園）</p>	<p>イ 現金徴収があった際には、所定の領収証 書を発行すること等、準公費会計事務取扱 要綱等に沿った適正な取扱いとするよう 所属職員に周知徹底した。</p> <p>（大沢幼稚園，淡河好徳幼稚園，名谷あお ぞら幼稚園，太山寺幼稚園，御影幼稚園， 清風幼稚園，小束山幼稚園）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p style="text-align: center;">意 見</p> <p>(1) 保育所における賄材料の調達について 保育所における賄材料の調達は、1ヶ月分について発注先からの見積もり徴取のうえ保育所運営担当課長の決裁による発注予定書を作成して、発注予定書を発注先に送付することにより行っている。賄材料は数量が変わりやすく価格の変動する可能性が大きいうえで配達時間等に制約があるため、自治令第167条の2第2号競争入札に適しないものとして取り扱っている。</p> <p>新たな専決調達事務処理に関するマニュアルでは、見積書を徴取できない場合はその理由を明記することとされているが、発注予定書の中には見積書が添付されていないのに理由等の明記されていない事例があった。特記事項欄等に理由を明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(振興課)</p>	<p>(1) かねてより、見積書の添付ができない場合は発注予定書にその理由を明記することは周知している。この度、一部記載漏れの発注予定書があったため、平成27年11月2日の全保育所長の集まる会議にて、改めて記載漏れが無いよう注意喚起を行った。</p> <p style="text-align: right;">(振興課)</p>	<p style="text-align: center;">措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 公立保育所における公金取り扱いマニュアル及び準公金取り扱いマニュアルについて</p> <p>保育所においては平成 27 年 3 月に策定された公金取り扱いマニュアル及び準公金取り扱いマニュアルに基づき現金取扱事務を行っているが、これらのマニュアルに調定状況や消込状況を管理するしくみが位置づけられていない。台帳を作成して調定状況や消込状況を管理している保育所もあるため、調定状況や消込状況を管理する規定を整備することによって統一かつ確実な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(振興課)</p>	<p>(2) 現在、平成 27 年 3 月に策定した公金取り扱いマニュアル及び準公金取り扱いマニュアルに沿った取り扱いを各保育所に求め、随時指導を行っているところである。</p> <p>調定状況や消込状況を管理するしくみについても保育所の状況を踏まえながら検討し、今後マニュアル改訂を行う予定である。</p> <p style="text-align: right;">(振興課)</p>	<p>措置方針</p>